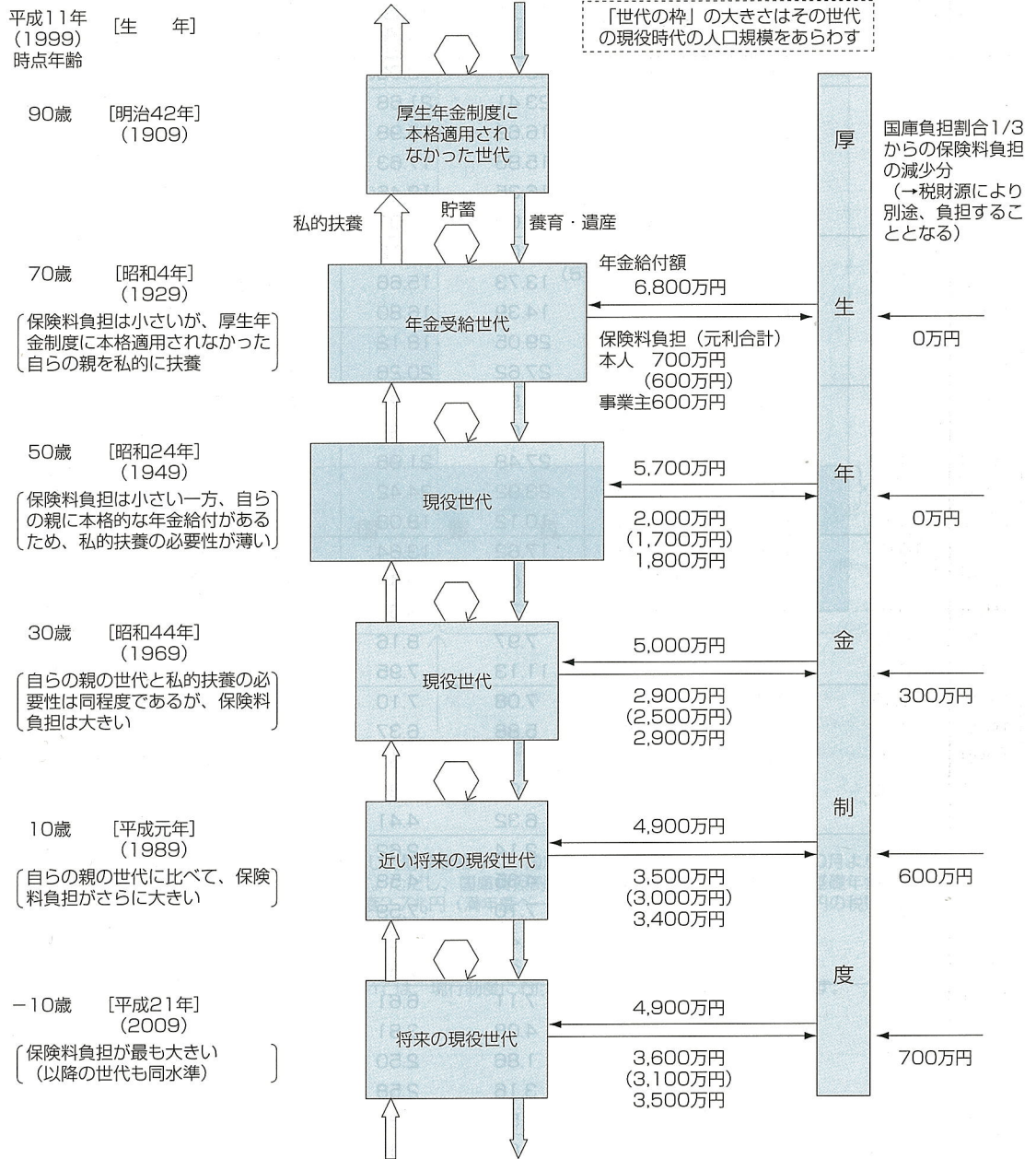


# 厚生年金制度における世代間の年金給付額と保険料負担の関係（概念図）

— 国庫負担割合1/2の場合 —



- (注) 1. 平成16(2004)年までの間に安定した財源を確保し、国庫負担割合を平成16(2004)年10月より1/2に引き上げることとした場合（最終保険料率は25.2%（標準報酬ベース））としています。ただし、国庫負担割合を1/2に引き上げるためには、基礎年金全体で、引上げ分として、平成16(2004)年度2.7兆円（満年度ベース）、平成37(2025)年度3.7兆円の税財源の確保が必要となります（平成11(1999)年度価格）。
2. 年金給付額と保険料負担については、「夫と妻（2歳年下）」の場合を想定しており、夫、妻ともに20歳から厚生年金に加入、夫28歳、妻26歳から夫は厚生年金に引き続き加入、妻は専業主婦（58歳から59歳までは国民年金第1号被保険者）としています。なお、昭和4(1929)年生まれについては、その85%の期間のみの加入としています。平均標準報酬月額、男367,000円、女220,000円（平成11(1999)年度価格）としています。
3. 保険料負担の（ ）内の数値は、本人負担分から社会保険料控除を考慮した実質的な負担分を示しています。
4. 保険料負担の本人には妻の国民年金保険料が含まれており、本人と事業主は同額になりません。
5. 額はすべて1世帯当たり（平成11(1999)年度価格）を示しています。
6. 保険料負担のほかに、税負担のうち年金給付に充てられる分（国庫負担分）があります。

この点について、厚生年金制度における世代間の年金給付額と保険料負担の関係を見たのが、図表2-1-31です。世代が若くなるにつれて、保険料負担は大きくなります。これは、制度創設以降加入期間の短い人にも一定水準の給付をしたり、物価や賃金の上昇に応じた給付改善を行う一方、負担能力等を考慮して、これまで給付水準に見合った保険料を徴収せず、保険料については将来にわたり段階的に引き上げていくこととしているため、年齢が低くなるにつれて保険料負担が増加するからです。

また、年齢が低い（図では30歳以下の）ところで年金給付額が少なくなっていますが、これは、60歳から64歳までの間支給される特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢が、65歳まで引き上げられること等によるものです。

（国庫負担割合を2分の1に引き上げることとした場合は、資料編353ページを参照）

## 拠出給付倍率の表示方法について

図表2-1-31において表示されている数値は、次のAの方法によるものです。

A：保険料負担については現役時代の保険料の元利合計、年金給付額については生涯にわたる年金額を利回りで割り引いて合計した額（いわゆる現価）

ここで、各世代ともに、65歳時点において算定した額を、平成11(1999)年度価格(新規裁定者の年金改定率で換算)により表示

このような表示方法は1つの代表的なものであると考えられますが、このほかにも、たとえば次のような表示方法も考えられます。

B：利回りを考えない単純な名目額の合計額

C：Aの方法において、年金給付額についてのみ、利回りではなく物価上昇率で割り引いて表示

この場合、たとえば昭和44(1969)年生まれの方の状況については、以下の表に示すとおりとなります。

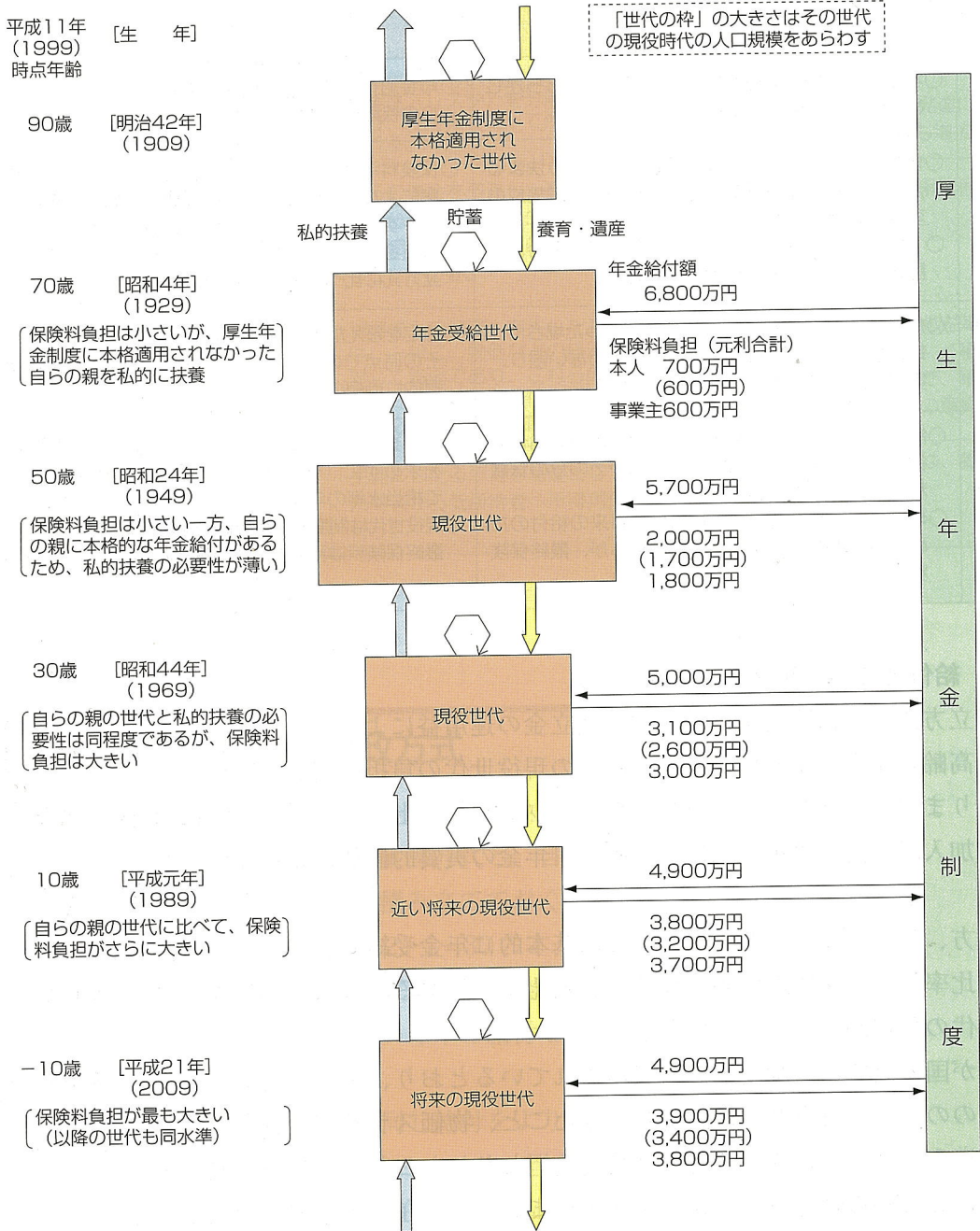
	A	B	C
	万円	万円	万円
年金給付額	5,000	17,600	6,500
保険料負担 本人	3,100	3,100	3,100
	(2,600)	(2,600)	(2,600)
事業主	3,000	2,900	3,000

(注) 1. 保険料負担の( )の数値は、本人負担分から社会保険料控除を考慮した実質的な負担分を示しています。

2. 経済的要素は、過去分については実績、将来分の前提については賃金上昇率2.5%、物価上昇率1.5%、運用利回り4.0%としています。



図表2-1-31 厚生年金制度における世代間の年金給付額と保険料負担の関係（概念図）



- (注) 1. 年金制度改革案に基づき、国庫負担割合1/3の場合（最終保険料率は27.6%（標準報酬ベース））としています。
2. 年金給付額と保険料負担については、「夫と妻（2歳年下）」の場合を想定しており、夫、妻ともに20歳から厚生年金に加入、夫28歳、妻26歳から夫は厚生年金に引き続き加入、妻は専業主婦（58歳から59歳までは国民年金第1号被保険者）としています。なお、昭和4（1929）年生まれについては、その85%の期間のみの加入としています。平均標準報酬月額、男367,000円、女220,000円（平成11（1999）年度価格）としています。
3. 保険料負担の（ ）内の数値は、本人負担分から社会保険料控除を考慮した実質的な負担分を示しています。
4. 保険料負担の本人には妻の国民年金保険料が含まれており、本人と事業主は同額になりません。
5. 額はすべて1世帯当たり（平成11（1999）年度価格）を示しています。
6. 保険料負担のほかに、税負担のうち年金給付に充てられる分（国庫負担分）があります。